

お詫び

令和7年6月3日
社会福祉法人京福会
理事長 田畑陽一郎

特別養護老人ホーム寿山荘那須の職員によるご利用者様のキャッシュカードの不正利用について2月20日のご報告に引き続き、下記の通りご報告申し上げます。

1. 栃木県への改善計画書の提出について

3月18日に栃木県及び那須町による立ち入り調査が行われ今件は経済的虐待と認定されました。今回の事態の要因分析を行い、再発防止のための具体的な改善策を盛り込んだ改善計画書を作成し、4月18日に栃木県に提出いたしました。これにより、組織全体の内部統制の強化と、更なる透明性の確保に努める所存です。

2. 内部調査の結果について

3月25日から4月24日にかけて法人内の各事業所に対し内部調査を実施した結果、今回の事態において他に同様の被害は確認されておらず、対象となった事象は本件に限定されたものであることが明確になりました。

3. 被害者への補償と合意書の締結について

また、懲戒解雇処分が下された元職員からは、被害者への被害額の弁済および慰謝料の支払いがなされ、両者間において正式な同意書が締結されました。これにより、被害者への適切な補償が完結し、当該問題の解決に向けた重要な一歩と位置付けております。

4. 管理職への懲戒処分について

今回の一連の事態に際し、組織としての責任を重く受け止め、業務執行理事である常務理事及び特別養護老人ホーム寿山荘那須の施設長に対して7日間の出勤停止という懲戒処分を下す処置を講じました。今後、各々の責任と役割を再確認すると共に、再発防止のための体制強化に努めてまいります。

当法人は、すべての関係者の皆様に対し、誠実かつ迅速な対応を続けるとともに、内部統制のさらなる強化を図ることで、信頼回復に全力を注いでまいります。引き続きご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上